関東管区警察局
新型インフルエンザ等
対応業務継続計画

関東管区警察局
平成27年２月５日

目　　次

第１章　総則 …… 1
　第１節　計画の目的 …… 1
　第２節　実施方針等 …… 1
　第３節　被害想定 …… 2
第２章　実施体制 …… 2
　第１節　未発生期における管区警察局の体制 …… 2
　第２節　国外発生期における管区警察局の体制 …… 2
　第３節　国内発生早期における管区警察局の体制 …… 3
　第４節　国内感染期における管区警察局の体制 …… 3
　第５節　警察庁及び管区内各県警察等との連携 …… 3
第３章　発生時継続業務等 …… 3
　第１節　業務継続の基本方針 …… 3
　第２節　強化・拡充業務 …… 3
　第３節　一般継続業務 …… 4
　第４節　縮小・中断業務 …… 5
第４章　業務継続のための執務体制の確立 …… 5
　第１節　新型インフルエンザ等発生時の執務体制 …… 5
　第２節　人員計画 …… 6
　第３節　職員等の感染状況の把握 …… 8
第５章　業務継続のための執務環境の整備 …… 8
　第１節　物資等の確保 …… 8
　第２節　情報通信の確保 …… 8
　第３節　医療体制の確保 …… 9
第６章　感染防止の徹底 …… 9
　第１節　個人及び家庭での感染予防 …… 9
　第２節　職場における感染拡大防止策 …… 9
　第３節　発症者等への対応 …… 9
　第４節　来庁者への対応 …… 10
第７章　業務継続計画の発動等 …… 11
　第１節　業務継続計画の発動 …… 11
　第２節　状況に応じた対応 …… 11
　第３節　通常体制への復帰 …… 11
第８章　業務継続計画の維持・管理等 …… 11
　第１節　公表・周知 …… 11
　第２節　教養・訓練 …… 11
　第３節　点検・改善 …… 12

第１章　総則

第１節　計画の目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウィルスとウィルスの抗原性が大きく異なる新型のウィルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウィルスに対する免疫を獲得していないため、発生時においては、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的・経済的影響が生じると懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これら新型インフルエンザ等が発生した際には、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び身体を保護するとともに、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする必要がある。

そのため警察は、新型インフルエンザ等の発生時においても、その対策を行うとともに、治安の確保に必要な警察活動を維持しつつ、各種混乱に伴う不測の事態にも的確に対処することとしている。

しかし、新型インフルエンザ等の流行時には、その感染力の強さから、職員及びその家族(以下「職員等」という。)の健康被害は避けられず、最大40%の欠勤者が出ることも想定されており、あらかじめ被害想定を踏まえた業務継続計画を策定しておくことが必要である。

これまで、管区警察局においては、「関東管区警察局新型インフルエンザ対応業務継続計画」（「関東管区警察局新型インフルエンザ対応業務継続計画の策定について（通達）」（平成22年３月12日付け東管広二第28号ほか）別添）に基づき新型インフルエンザが発生した場合に備え、各種対策を推進してきたところであるが、この度、国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対応業務継続計画」（「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対応業務継続計画の策定について（依命通達）」（平成26年７月24日付け警察庁乙備発第12号ほか）別添）が定められたことに伴い、引き続き、新型インフルエンザ等の発生時においても、限られた人員の中で、管区警察局がその機能を維持し、必要な業務を継続できるよう、その実施体制や発生時における継続業務等を定めるものである。

第２節　実施方針等

第１　実施方針

この計画の実施に当たっては、管区警察局の各部門が相互に連携して総合力を発揮するとともに、管区内各県警察の行う業務継続との調整を図り、新型インフルエンザ等の発生時における治安の確保に万全を期するとともに、関係機関とも連携し、総合的な業務継続の推進に寄与するよう努めるものとする。

第２　適用範囲

この計画は、関東管区警察学校、通信支所及び各県情報通信部を除いた管区警察局内の各課及び高速道路管理室（以下「各課等」という。）に適用する。

第３節　被害想定

この計画は、政府の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（平成25年６月７日閣議決定。）及び「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」（平成26年３月31日新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議策定。）で示された被害想定（表１参照）に基づき策定する。

ただし、新型インフルエンザ等の流行の規模や被害の程度は、出現した新型インフルエンザ等の病原性、感染力等に左右されるものであることから、新型インフルエンザ等の発生時には、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応する。

表１　人的被害等想定

	全　　国
発 症 率	全人口の25%がり患
医療機関の受診者	1,300～2,500万人
死 亡 者	○　中等度（アジアインフルエンザレベル）上限約17万人（致死率0.53%） ○　重度（スペインインフルエンザレベル）上限約64万人（致死率2.0%）
流　　行	○ 各地域ごとの流行期間は約８週間（ピークは約２週間） ○ り患者は１週間から10日間程度り患
欠 勤 率	ピーク時にり患して欠勤する職員の割合は、多く見積もって５%程度と考えられるが、り患した家族の看病等も含めると、職員の最大40%程度が欠勤

第２章　実施体制

第１節　未発生期における管区警察局の体制

未発生期は、管区警察局は、「関東管区警察局新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱」（「関東管区警察局新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱の制定について（通達）」（平成27年２月５日付け東管広二発第33号）別添）により設置された管区警察局新型インフルエンザ等対策委員会において、新型インフルエンザ等が発生した場合に備え、各種対策を推進するとともに、必要に応じて、この計画の見直しを検討する。

第２節　国外発生期における管区警察局の体制

新型インフルエンザ等が国外で発生した場合には、管区警察局は、「関東管区警察局における新型インフルエンザ等対策本部及び対策室の設置基準並びに編成、任務の制定について」（平成27年２月５日付け東管広二発第34号）に定めるところにより管区警察局新型インフルエンザ等対策本部（以下「管区警察局対策本部」という。）を設置し、国内発生に備えた準備を行う。

第３節　国内発生早期における管区警察局の体制

国内発生早期（国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態をいう。以下同じ。）において、管区警察局は、管区警察局対策本部が中心となり、この計画で定められた事項を実施する。

第４節　国内感染期における管区警察局の体制

国内感染期（国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態をいう。以下同じ。）において、管区警察局は、国内発生早期に引き続き、管区警察局対策本部において警察庁対策本部等との連携を図り、事態の対処に当たる。

国内感染期には、多くの職員が欠勤することが考えられるため、この計画で定められた事項を実施できるよう適宜適切な人員配置に努める。

第５節　警察庁及び管区内各県警察との連携

新型インフルエンザ等が発生した場合には、管区警察局は、警察庁と連携を強化し、管区内各県警察が行う新型インフルエンザ等対策の実施等に関し、必要な連絡、調整等を行い、管区内各県警察を支援する。

第３章　発生時継続業務等

第１節　業務継続の基本方針

管区警察局は、新型インフルエンザ等の発生時（以下特段の記述のない限り、「発生」とは国内における発生のことをいう。）においてもその機能を維持するため、新型インフルエンザ等の発生により新たに生じ、又は業務量が増加する業務及び緊急に対応する必要がある業務（ 以下「強化・拡充業務」という。）を優先業務とするとともに、治安の確保のために縮小し、又は中断することが適当でない業務（以下「一般継続業務」という。）は継続する（以下両者を合わせて「発生時継続業務」という。）こととし、その他の業務（以下「縮小・中断業務」という。）は、縮小し、又は中断する。

第２節　強化・拡充業務

新型インフルエンザ等の発生により新たに生じ、又は業務量が増加するもの及び新型インフルエンザ等の発生に伴い緊急に対応する必要性があるものを強化・

拡充業務とする。

主な強化・拡充業務は、国家公安委員会・警察庁行動計画において、国内発生早期又は国内感染期に実施することとされている次の事項とする（国家公安委員会・警察庁行動計画第４編第１章及び第５編第１章参照）。

○　国内発生早期

・　実施体制の確立
・　感染対策
・　水際対策の支援
・　医療活動の支援
・　社会秩序の維持
・　新型インフルエンザ等緊急事態措置に対する支援等
・　重点的感染拡大防止策の支援

○　国内感染期

・　実施体制の確立
・　感染対策
・　水際対策の支援
・　医療活動の支援
・　多数死体取扱いに当たっての措置
・　社会秩序の維持
・　緊急事態措置に対する支援等

第３節　一般継続業務

第１　一般継続業務

個人の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序の維持に必要な業務であって、一定期間、縮小し、又は中断することにより、治安や国民生活・経済活動に重大な影響を与えるため、まん延期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なものを一般継続業務とする。

また、新型インフルエンザ等による被害は長期化することが考えられるため、組織の維持に必要最低限求められる業務及び発生時継続業務を行うための環境を維持するための業務も一般継続業務とする。

主な一般継続業務は、別表１「業務の仕分け」のとおりとする。

第２　一般継続業務についての留意事項

一般継続業務の実施に当たっては、感染拡大をできるだけ阻止するため、次の２点について留意する。

○　一般継続業務であっても、その緊急性及び必要性を検討し、早急に対応が必要でないものは縮小し、又は中断する。

○　業務内容や作業手順を精査し、より少ない人員で短時間で効率的に実施で

きるよう工夫する。

第４節　縮小・中断業務

第１　縮小・中断業務

緊急に実施することが必須ではなく、一定期間大幅な縮小又は中断が可能な業務及び積極的に中断すべき業務を縮小・中断業務とする。

主な縮小・中断業務は、別表１「業務の仕分け」のとおりとする。

第２　縮小・中断業務についての留意事項

縮小・中断業務であっても緊急に対応する必要があると認められる場合には、人員配分を調整の上、適切に対応する。

第４章　業務継続のための執務体制の確立

第１節　新型インフルエンザ等発生時の執務体制

第１　指揮命令系統の明確化

１　幹部の感染リスクを低減するための方策

意思決定権者である幹部の感染リスクを低減するため、新型インフルエンザ等の発生時には、決裁の簡略化、対人距離の確保等の措置を講じる。

２　幹部がり患した場合の対応

(1)　代決

意思決定権者である幹部がり患するなどにより出勤が困難となった場合には、関東管区警察局処務規程（平成24年局訓令第３号）第３章第２節第21条に基づき、代決を行う。

(2)　電話等による報告

前記の代決を行った場合には、必要に応じて、電話・ファクシミリ等により本来の意思決定権者に報告する。

第２　業務継続実施責任者

各課等に業務継続実施責任者を置き、各課長又は高速道路管理官をもって充てる。業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等の発生時に発生時継続業務を的確に継続するため、この計画に定められた業務を行う。

第３　感染防止従事責任者

各課等に感染防止従事責任者を置き、各課の次席又は高速道路管理官付補佐をもって充てる。感染防止従事責任者は、新型インフルエンザ等の発生時に職員の感染を出来る限り防止するため、職員の健康管理及び感染予防並びに職場内における感染拡大防止に関する業務を行う。

第２節　人員計画

業務継続実施責任者は、別表１「業務の仕分け」に基づき、あらかじめ課室係単位で発生時継続業務及びそれを実施するために最低限必要な人員を把握するとともに、業務の縮小又は中断により発生時継続業務に配分できる人員を把握し、人員計画を作成する。また、新型インフルエンザ等の発生時には、業務継続実施責任者は、人員計画を円滑に運用するとともに、感染リスクを軽減させる方策をとる。

第１　人員計画の作成等

業務継続実施責任者は、別表２「人員計画」を作成する。人員計画では、職員の40%が欠勤することを前提とした上で、発生時継続業務を継続するために必要な人員を所属内で配分する。この際に業務継続実施責任者は、次の２点に留意する。

○　専門知識が必要な業務に当たる職員の有無を確認し、該当する職員がいる場合は、その代替職員又は代替方法についてあらかじめ定めておく。

○　家族の看病等により出勤が困難になる可能性がある者を把握する。

また、業務継続実施責任者は、第３に掲げる感染リスクを軽減するための勤務体制を検討するものとする。

業務継続実施責任者は、人員計画を作成した際は、当該計画を広域調整第二課に送付する。人員計画を変更した場合も同様とする。

第２　人員計画の運用

１　未発生期

業務継続実施責任者は、課室係単位で発生時継続業務に必要な人員を把握するとともに、業務の縮小又は中断により発生時継続業務に配分できる人員を把握する。

業務継続実施責任者は、各業務資料の整理と共有化を図り、発生時継続業務を担当する職員が欠勤した場合でも、他の職員が速やかに業務を引き継ぎ、継続できるよう、教養・訓練を実施する。

２　国外発生期

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等が国外で発生した場合には、発生時継続業務、必要人員等を確認し、国内発生に備えて、具体的な人員配分等を検討する。

３　国内発生早期

業務継続実施責任者は、管区警察局対策本部の決定を経て、直ちに人員計画に定められた体制に移行する。

業務継続実施責任者は、発生時継続業務を維持するため、欠勤者が増加した場合には、その状況に応じて柔軟に人員を配分する。

業務継続実施責任者は、職員に対し、人員計画に定められた体制に移行し

た後に担当すべき業務を指示する。

4　国内感染期

業務継続実施責任者は、国内発生早期に引き続き、発生時継続業務を確実に実施する。

なお、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて必要がある場合には、体制、任務等の見直しを適宜行うものとする。

5　留意事項

業務継続実施責任者は、国内発生早期又は国内感染期には、少ない人員で業務を行わざるを得なくなることから、感染防止従事責任者と共に、長時間労働による過労や精神的ストレス等により職員が健康を害することにならないよう留意する。

第３　感染リスクを軽減する勤務体制

1　出勤方法

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等の発生時には、通勤時における職員の感染リスクを軽減するため、必要と認められる職員については、勤務時間等を別に定めて時差出勤をさせるなど、通勤途上における感染リスクを減らすための措置を講じる。

2　勤務形態

業務継続実施責任者は、職場で発症者が出た際に濃厚接触者の数を減少させるため、必要に応じ、各課等において班を編成し、時差出勤を活用して班ごとに勤務時間を指定する班交替制勤務の導入等を検討する（表２参照）。

表２　班交替制勤務の例

	A 班	B 班
初動（１週間目）	６： 30 ～ 15： 00	15： 30 ～ 24： 00
２ 週間目	15： 30 ～ 24： 00	６ ： 30 ～ 15： 00
３ 週間目	６： 30 ～ 15： 00	15： 30 ～ 24： 00
・・・	・・・	・・・

3　勤務環境

感染防止従事責任者は、執務室内を整頓するとともに、新型インフルエンザ等の発生状況等を勘案の上、可能な限り対人距離をとれるよう机を配置し、また、職員にマスクを着用させるなど、感染拡大防止措置を講じる。

4　管区警察局対策本部要員の勤務

管区警察局対策本部要員は、原則として、各執務室において強化・拡充業務を行うものとする。ただし、管区警察局対策本部長は、局内における新型インフルエンザ等の発生状況を考慮して必要と認められる場合には、管区警察局対策本部要員のうち必要な要員を招集し、総合対策室において強化・拡

充業務を行わせる。

第３節　職員等の感染状況の把握

新型インフルエンザ等の発生時には、職員等における新型インフルエンザ等の感染状況を把握するものとし、その手順については、次のとおりとする。

○　新型インフルエンザ等の発生が確認された後、職員等は、朝、自宅で検温し、発熱がみられないことを確認するとともに、インフルエンザ様症状がある場合は、帰国者・接触者相談センター、保健所等に設置された相談窓口（以下「帰国者・接触者相談センター等」という。）に連絡を入れ、相談する。

○　職員等が、帰国者・接触者相談センター等において、帰国者・接触者外来、指定医療機関等（「以下「帰国者・接触者外来等」という。）での受診を指示され、診察の結果、新型インフルエンザ等の疑いがあると診断された場合には、職員は、速やかに所属の感染防止従事責任者に報告する。

○　感染防止従事責任者は、職員からの報告を受けたときは、速やかに警務課に報告する。

第５章　業務継続のための執務環境の整備

第１節　物資等の確保

第１　備蓄食料の管理

会計課は、新型インフルエンザ等の発生時において、食料が入手困難となる場合に備え、備蓄食料の適切な管理を図る。

第２　感染防護資機材・消耗品等の確保

警務課は、感染防護資機材の適正管理に努めるとともに、関係所属は警務課及び会計課と相互に調整を図り、業務継続に必要な消耗品等の確保に努める。

第２節　情報通信の確保

第１　通信の確保

情報通信部は、各種事案発生時において、迅速・的確な指揮命令や現場の状況把握に必要な通信を円滑に確保するため、対策室の立ち上げや各県情報通信部、関係機関との連絡調整等を行う担当職員の代替職員を複数人指名する。また、関係事業者との連絡要領や窓口を業務マニュアル等で明確化し、代替職員以外の職員にも広く周知しておくなど、担当職員の不在の場合においても迅速な対応ができる体制の確保を図る。

第２　情報システムの維持

情報通信部は、各種情報システムを適切に運用するため、当該システムの維持管理を担当する職員の不在に備えた業務マニュアルの作成、各種情報システムの操作方法の教養等を実施する。また、各種情報システムのうち、障害から

の復旧に事業者との協働が必要なものについては、新型インフルエンザ等発生時においても早期に障害から復旧できるよう、日頃から関係事業者との連絡体制の整備に努めるなど、障害発生時に迅速な対処ができる体制の確保を図る。

第３節　医療体制の確保

警務課は、職場に新型インフルエンザ様症状を有する者(以下「職場内発症者」という。)が出た場合に備え、帰国者・接触者相談センター等の設置状況を確認し、職員等へ周知するとともに、状況に応じて国家公務員共済組合虎の門病院さいたま診療所等と職員等の受診方法等について調整する。

第６章　感染防止の徹底

第１節　個人及び家族での感染予防

第１　基本的な感染防止対策

職員等の基本的な感染防止対策は、次のとおりとする。

○　咳エチケット、手洗い及びうがいを徹底する。

○　外出に当たっては、人混みをなるべく避け、混み合った場所、特に屋内や乗り物など換気が不十分で閉鎖的な場所に入るときにはマスクを着用するよう努める。

○　マスクについては、いつでも着用できるように準備し、咳、くしゃみ、鼻水等の症状がみられた場合は、速やかに着用する。

第２　感染予防の周知徹底

警務課は、新型インフルエンザ等感染予防のための基本的措置について、具体的に記載した資料を配付するなどにより、職員等に対する周知を徹底する。

第２節　職場における感染拡大防止策

職場における感染拡大防止を徹底するため、次の措置をとる。

○　職員は、出勤前に検温し、発熱等のインフルエンザ様症状がみられた場合、原則として出勤しないものとする。

○　庁舎入口等に設置する消毒剤により、必ず手指消毒を実施する。

○　庁舎入口においてマスク着用を促す。

○　職場における手洗い、うがいを励行し、咳エチケットを徹底する。

○　消毒に必要な消毒液等を配備しておく。

○　机の配置を変更する等により、対人距離を保持する。

○　食事時間に時差を設ける。

第３節　発症者等への対応

第１　発症者が出た場合の措置

職場内に発症者が出た場合の措置は、次のとおりとする。

○　感染防止従事責任者は、発症者が出た旨を、速やかに警務課に報告するとともに、発症者及び発症者と濃厚接触した職員にマスクを着用させる。

○　発症者の対応に当たる職員については、感染防護資機材を着用させる。

○　発症者を職場に設置した隔離用の部屋に移動させ、帰国者・接触者相談センター等の指示に従い、帰国者・接触者外来等へ搬送するほか、状況に応じて国家公務員共済組合虎の門病院さいたま診療所等において診断を受けさせる。

○　消毒剤を用いて、机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等、発症者が触れた可能性のある箇所の消毒を実施する。

○　発症者と濃厚接触した職員については、帰国者・接触者相談センター等の指示に従い対応する。

第２　職員の発症等に関する休暇の取扱い

１　インフルエンザ様症状を呈する場合

病気休暇を取得する。

２　濃厚接触者として、検疫法（昭和26年法律第201号）の規定に基づく停留又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定に基づく外出自粛要請等の措置を受けている場合

人事院規則15-14第22条第１項第16号に基づく特別休暇（非常勤職員にあっては、人事院規則15-15第４条第１項第３号の休暇）を取得する。

３　保育所等の臨時休業による子等の世話のため出勤ができない場合

原則として、年次休暇を取得する。

４　休暇取得の指導

感染防止従事責任者は、１又は２に該当する職員を認知した場合には、それぞれに該当する休暇を取得するよう、指導する。

５　その他

派遣者については、派遣元の休暇取得方法により行う。

第４節　来庁者への対応

第１　入庁管理

会計課は、新型インフルエンザ等の発生時には、庁舎内における感染拡大を防止するため、来庁者に対し庁舎入口における手指消毒及びマスク着用を促すとともに、発熱等の症状を有する者の入庁を制限する。

第２　庁舎利用の制限及び面談場所等の確保

会計課は、新型インフルエンザ等の発生時には、各種業務を継続するために

必要な庁舎内施設の利用制限を行い、会議室を来庁者との面談場所に指定するなど、庁舎内における感染の拡大防止に努める。

第３　事業者への要請

会計課は、庁舎の機能維持に必要な警備、清掃、各種設備の保守・点検等を行う事業者に対し、業務継続に向けた協力を要請する。

第７章　業務継続計画の発動等

第１節　業務継続計画の発動

原則として、政府の新型インフルエンザ等対策本部が国内発生早期を宣言した場合に、管区警察局は、警察庁と連携を取り、管区警察局対策本部を開催し、発動を決定する。

新型インフルエンザ等の発生の初期段階であり、発生した新型インフルエンザ等の重篤性、感染力等が明らかでない場合であっても、発生時継続業務以外の業務で感染リスクの高いものは早期に縮小し、又は中断し、感染リスクを軽減していく。

第２節　状況に応じた対応

業務継続実施責任者は、事態の進展に応じ、この計画に沿って、人員体制等を変更する。その際、業務継続実施責任者は、業務遂行上生じた問題等について情報を集約し、課室係内において、又は関係課室と必要な調整を行う。

第３節　通常体制への復帰

原則として、政府の新型インフルエンザ等対策本部が小康期に入ったことを宣言した場合に、管区警察局対策本部は警察庁と連携を取り、通常体制への復帰を決定する。

小康期に入った後も、流行の第二波、第三波が来る可能性があることから、状況に応じ、感染防止策を継続する。

第８章　業務継続計画の維持・管理等

第１節　公表・周知

この計画は公表する。また、管区警察局のウェブサイトに掲載するなどにより、この計画について国民の理解を求めることとする。

第２節　教養・訓練

業務継続実施責任者は、職員に対し、新型インフルエンザ等の発生時の対応について周知するとともに、定期的に教養・指導を行う。

訓練を行うに当たっては、欠勤率が高まった場合の対応や職場内発症者が出た場合の対応等について業務継続計画を確認し、改善点等の課題を分析する。

第３節　点検・改善

新型インフルエンザ等に関する新しい知見が得られた場合、訓練等を通じてこの計画の問題点が明らかになった場合等には、必要に応じ、この計画の改正を行う。

業務継続実施責任者は、職員の異動状況を踏まえ、人員計画の必要な修正を行う。

別表1

業務の仕分け

【警務課】

	業　務　内　容
一般継続業務	警察庁、各管区警察局、管区内各県警察及び関係機関との連絡調整
	広報対応を始めとする市民等への情報伝達
	個人情報の保護及び情報公開
	当直体制の確認･確保
	職員の人事及び定員関連業務
	職員の勤務制度関連業務
	退職手当関連業務
	警察装備関連業務
	災害補償関連業務
	職員の臨時健康診断その他保健関連業務
	給与関連業務
	庶務関連業務
縮小・中断業務	専科教養･研修･訓練等
	福利厚生関連業務
	被疑者取調べ監督関連業務
	警察教養関連業務
	警察職員の採用関連業務
	人事評価関連業務
	被害者支援関連業務
	公安委員会関連業務
	留置管理業務

業務の仕分け

【会計課】

	業　務　内　容
一般継続業務	警察庁、各管区警察局、管区内各県警察及び関係機関との連絡調整
	予算、決算及び会計に関する業務
	庶務関連業務
縮小・中断業務	福利厚生関連業務
	専科教養・研修

業務の仕分け

【監察課】

	業　務　内　容
一般継続業務	監察関連業務（非違事案の調査、処分等に限る。）
	庶務関連業務
縮小・中断業務	福利厚生関連業務
	訟務対応業務
	警察表彰関連業務
	監察関連業務（非違事案の調査、処分等を除く。）
	意見要望等対応業務

業務の仕分け

【 広域調整第一課 】

	業　務　内　容
一般継続業務	警察庁、各管区警察局、管区内各県警察及び関係機関との連絡調整
	犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関する業務
	犯罪の予防一般
	警備業法関連業務
	酩酊者、家出人、迷子その他応急の救護を要する者の保護
	児童虐待及び少年を被害者とする犯罪の防止及び被害少年の保護
	警察通信指令関係業務
	地域警察官の行う街頭活動関連業務
	水上警察関連業務
	鉄道警察関連業務
	警ら用無線自動車、警察用船舶及び警察用航空機の運用関連業務
	水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助関連業務
	火薬類の運搬及び取締り
	核燃料物質等、放射性同位元素等、特定物質及び届出対象病原体等の運搬関連業務
	銃砲刀剣類所持等取締法関連業務（許可関連業務を除く。）
	重大サイバー犯罪等関連業務
	ストーカー行為等の規制等に関する法律関連業務
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律関連業務
	生活安全関連法令違反事犯の取締り
	暴力団対策
	薬物銃器事犯の取締り
	国際犯罪捜査
	その他社会的反響が大きく、管区警察局の指導・調整が必要となる犯罪の捜査に関する業
	捜査共助に関する業務
	犯罪鑑識関連業務
	庶務関連業務
縮小・中断業務	各種統計業務
	予算に関する事務
	専科教養・研修・訓練等
	福利厚生関連業務
	生活安全警察に関する資料の収集及び管理
	刑事警察に関する資料の収集及び管理

業務の仕分け

【広域調整第二課】

	業　務　内　容
一般継続業務	警察庁、各管区警察局、管区内各県警察及び関係機関との連絡調整
	「テロ・ゲリラ」事件等重大事案が発生した際の対処及び関連情報の収集
	災害・治安警備等に関する業務
	警衛・警護に関する業務
	サイバーテロが発生した際の対処及び関連情報の収集
	庶務関連業務
縮小・中断業務	各種統計事務
	予算に関する事務
	警備保安に関する業務
	密航監視に関する業務
	各種会議・専科教養・研修・訓練等に関する業務
	福利厚生関連業務
	交通規制の実施に関する業務
	交通取締りに関する業務
	交通事故事件捜査に関する業務
	交通安全教育に関する業務
	交通安全関係団体等に対する指導等
	交通事故防止対策に関する業務

業務の仕分け

【高速道路管理室】

	業　務　内　容
一般継続業務	高速道路系に係る無線の通信統制及び非常時電話の受理に関する業務
	広域にわたる交通規制及び交通管制に関する業務
	高速道路における交通事故、事件の捜査及び処理に関する連絡調整（緊急かつ現場的指示が認められるものに限る。）
	高速道路における事件･事故の広域的手配に関する業務
	各管区高速道路管理室、道路管理者その他関係機関との連絡調整及び協議に関する業務
縮小・中断業務	高速道路における防犯及び犯罪捜査の初動活動の連絡調整
	高速道路における交通事故防止対策に関する連絡調整
	高速道路における交通指導取締りに関する業務
	高速道路交通警察隊の活動に関する業務
	高速道路交通警察隊の体制及び活動の基準に関する業務
	各種統計業務

業務の仕分け

【通信庶務課】

	業　務　内　容
一般継続業務	警察庁、各管区警察局、管区内各県情報通信部及び関係機関との連絡調整
	通信統制業務
	庶務関連業務
縮小・中断業務	予算に関する事務
	福利厚生関連業務
	専科教養･研修･訓練等

業務の仕分け

【機動通信課】

	業　務　内　容
一般継続業務	警察庁、各管区警察局、管区内各県情報通信部及び関係機関との連絡調整
	管理換え業務
	機動警察通信隊の運用
	警備、捜査等の通信運用の実施等
	通信運用業務の指導等
	通信施設の重要障害への対応
	電話交換業務
	通信施設の運用
	庶務関連業務
縮小・中断業務	予算に関する事務
	専科教養･研修･訓練等
	福利厚生関連業務
	通信施設の保全業務

業務の仕分け

【通信施設課】

	業　務　内　容
一般継続業務	警察庁、各管区警察局、管区内各県情報通信部及び関係機関との連絡調整
	通信施設の重要障害への対応
	臨時電話回線･専用線等関連業務
	臨時無線局の開設等関連業務
	庶務関連業務
	電話回線･専用線等料金関連業務
縮小・中断業務	通信施設整備･維持関連業務
	予算に関する業務
	新設･移転に係る、電話回線･専用線業務
	無線局の開設等関連業務
	福利厚生関連業務

業務の仕分け

【情報技術解析課】

	業　務　内　容
一般継続業務	警察庁、各管区警察局、管区内各県情報通信部及び関係機関との連絡調整
	情報管理システムの管理、運用関連業務
	情報セキュリティ侵害事案等発生時の対応
	管区内各県情報通信部に対する技術支援業務
	サイバーテロに係る緊急対処、予兆把握関連業務
	庶務関連業務
縮小・中断業務	サイバーテロに係る平時の情報の収集、分析及び重要インフラ事業者等との一般的な情報交換等の実施
	予算に関する業務
	専科教養･研修･訓練等
	福利厚生関連業務

別表2

人　員　計　画

	①担当業務	②人員					③業務仕分け	④必要最低人員					⑤技術・資格	⑥出勤困難職員	備　考（⑤が要の場合の代替要員又は⑥の出勤が困難となる可能性のある職員等）
		計	調査官	補佐以下				計	調査官	補佐以下					
				小計	警察官	職員				小計	警察官	職員			
所属長			0	ー	ー	ー			0	ー	ー	ー			
		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0			
				0						0					
				0						0					
				0						0					
				0						0					
		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0			
				0						0					
				0						0					
				0						0					
				0						0					
		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0			
				0						0					
				0						0					
				0						0					
				0						0					
		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0			
				0						0					
				0						0					
				0						0					
				0						0					
		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0			
				0						0					
				0						0					
				0						0					
				0						0					
		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0			
				0						0					
				0						0					
				0						0					
				0						0					
		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0			
				0						0					
				0						0					
				0						0					
				0						0					
		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0			
				0						0					
				0						0					
				0						0					
				0						0					

※　網掛け部分には、入力しないこと。

※　③については、「継続」、「縮小・中断」を選択

※　⑤については、通訳、資格が必要な業務等他の職員では対応が困難である場合のみ「要」を選択

※　⑥については、家族の看病等により、出勤が困難になる可能性がある職員が担当している場合には、対象となる職員の人数を記入

※　備考欄には、⑤が「要」の場合の代替要員、⑥の対象職員及びその他確保人員の配置方針等を記入

所属人員（A）					
計	所属長	調査官	補佐以下		
			小計	警察官	職員
0	0	0	0	0	0

※　必要最低人員（B）と強化・拡充業務に計上する人員（C）の合計人員が所属人員（A）の6割以下となるように計画する。

必要最低人員（B）				
計	調査官	補佐以下		
所属長を含む		小計	警察官	職員
0	0	0	0	0

必要最低人員確保率
（B＋C）／A
#DIV/0!　%

強化・拡充業務に従事する人員（C）				
計	調査官	補佐以下		
所属長を含む		小計	警察官	職員